

広島県告示第 959 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 4 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区日本橋本町 1 - 6 - 1 東邦亜鉛株式会社 代表取締役社長 手島 達也
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県豊田郡大崎上島町東野 5562-1 東邦亜鉛株式会社契島製錬所

2 申請の内容

27 のロ 無機化学工業製品の製造の用に供する遠心分離機 1 基を廃止し、1 基を新設する。

硫酸廃水処理施設の構造を変更する。

No. 5 焼結冷却水排出口を廃止する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種	類	27 ロ 無機化学工業製品の製造の用に供する遠心分離機 (石こう遠心分離機 No. 5)
---	---	--

廃止

(その2) 新設

種	類	27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機 (石こう遠心分離機 No. 5)			
構	造	SUS			
能力 (1日当たり)		石こうスラリー30t を処理			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	着手後直ちに			
	使用開始予定年月日	完成後直ちに			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続使用 (なし)		
	項目		通常	最大	
	排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6~8	6~8
		化学的酸素要求量		500	500
		浮遊物質		1000~2000	1000~2000
		鉛含有量		1以下	1以下
		カドミウム含有量		0.5以下	0.5以下
		ひ素含有量		0.5以下	0.5以下
	亜鉛含有量		0.5以下	0.5以下	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		4.2	5.6	
汚水等の排出先		焼結工程にて使用又は循環水処理工程にて処理			

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 循環水処理施設

		変 更 前				変 更 後				
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに				
	工事完成予定年月日					着手後10日				
	使用開始予定年月日					完成後直ちに				
使用の方法	処理前 処理後の 汚水等の 汚染状況	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	浮遊物質 量 (単位:mg/l)	1000	800	300	300	800	1000	300	300	

(その2) 硫酸廃水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
種 類		耐酸鋼板, F R P		F R P	
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			着手後10日	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	

(3) 排出水の汚染状態

No. 5 焼結冷却水排出口 廃止

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年10月4日から平成19年10月24日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室, 広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び大崎上島町保健衛生課